

# 教育委員会定例会日程

平成23年4月25日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 議事

### 日程第1

#### 請願第2号

教育委員に政治的中立性を求める請願 (教育指導課)

### 日程第2

#### 報告第4号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について (教育総務課)

### 日程第3

#### 議案第17号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

### 日程第4

#### 議案第18号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

## 5 協議事項

(1) 平成24年度中学校使用教科用図書採択について (資料1 教育指導課)

## 6 報告事項

(1) 平成22年度下半期寄付採納状況について (資料2 教育総務課)

(2) 小田原市教育振興基本計画策定スケジュール等について  
(資料3 教育総務課)

(3) 計画停電に伴う学校給食の実施について (保健給食課)

(4) 今年度教科書採択にあたっての要望書について (資料4 教育指導課)

(5) 東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童・生徒等の受け入れについて  
(教育指導課)

## 7 閉 会

平成23年4月25日

請願第2号

教育委員に政治的中立性を求める請願



小田原市教育委員会  
委員長 和田重宏様

平成23年4月14日  
小田原市中村原303  
小田原の教育を考える会  
代表 加藤哲男

### 教育委員に政治的中立性を求める請願

#### 請願の趣旨

本年夏に平成24年度使用中学校教科用図書の採択が行われます。過去において、家永三郎氏が教科書検定に異議を唱えて訴訟を提起したり、あるいは近隣諸国の教育行政への不当な介入により、教科用図書の検定にいわゆる「近隣諸国条項」が強制適用されたりと、教科用図書の検定や採択には常に不当な政治的圧力が加えられ続けてきました。

近年においても、特定の歴史教科書について、「排除の論理」から議会関係者の発言が後を絶ちませんし、在日外国人を構成員とする団体が採択の時期に、各地の教育委員会を「明確な政治的意図を持って」要望書を提出するための訪問を繰り返しています。

小田原市議会の平成23年3月定例会においても代表質問が行われ、教科用図書の採択について根拠のない理屈を述べた挙句に、採択関連の請願や陳情や要望があるかどうか、教育長に確認を求めるような始末です。

さて、そういう政治環境にさらされる教科用図書の採択に臨むにあたり、小会は貴教育委員会教育委員に改めて政治的中立性の確認を求めるものであります。

そのように申しますのも、教育委員長である和田重宏氏が教育委員の中立性を損なう政治行為を行いながら、しかも小田原市議会3月定例会の予算特別委員会における総括質疑において指摘されながら、教育委員の職務を省みることなく、未だにその政治姿勢を改善しようとはされないからであります。これは教育委員会事務局の実質的な同意の下に看過されているものと指摘します。

和田委員は平成20年10月1日に教育委員に就任され、現在は教育委員長を務めておられます。教育委員に就任される前の平成20年6月11日と、就任後の平成21年12月28日にそれぞれ2万円ずつ、福島瑞穂・社会民主党党首の資金管理団体（政治団体）『瑞穂と一緒に国会へ行こう会』へ献金しております。

教育委員に就任される以前のものは、個人の政治行為としてとやかく言えるものではありません。

しかしながら、非常勤とはいえ特別職の教育公務員に就任されたからには、自身の立場を十分に考慮され行動されるべきです。非常勤であるがゆえに、政治献金をして「違法」とまでは言えないというのが法的解釈であるそうですが、

Wikipediaを見るまでもなく、教育委員会自体の成立理由が「教育行政の安定性と中立性の確保」にあるとされているとおり、その構成員たる教育委員が「ただちに違法とまではいえない」からと言って、政治行為を安易に行い改善しようとしなないことを看過してはならないわけです。ですから、教育委員就任後の政治行為については自他共に重大な関心を払う責務があります。

大相撲で「八百長」が問題とされ、引退勧告をされたり解雇されたりと職務上の道義が問われております。教科用図書の優劣を判断する教育委員はいわば採択における行司役というわけですが、行司が政治姿勢という名の禰（マワシ）を締めて採択という土俵に上がってしまうのは、誰が見ても公正でもなく公平でもありません。

また、貴教育委員会で開催されている民間人による学校訪問講話「戦時下の小田原を語る」についても、「アジア太平洋戦争」なる不可思議な文言が使用されています。これも今までにもずいぶんと指摘させていただいておりますが、日本国が行った直近の国家間戦争である「対米英戦」は日本においては大東亜戦争という作戦名で呼称され、アメリカ合衆国から呼称される対日戦は太平洋戦争と称されております。普段の学校教育における学校訪問講話にも、こうした誤った用語の使用が目立っておりますので、この際に点検が必要であることを付言いたします。

その他にも、在日外国人を構成員とする団体の教育委員会訪問に名を借りた政治的干渉行為にも教育委員会や教育委員として毅然とした対応が求められます。すなわち、過度な要望や請願や陳情を一定の基準で制限することが必要となります。こうした試みは既に横浜市教育委員会が実施しております。

また、教育委員会事務局から提供されるもの以外は、友人や知人といえども採択関連の要望を受けないという意思確認が必要です。前々回の中学校教科用図書採択においては教育委員個人へも要望書や資料が送付され、事務局に提出されたものを含めて数百件にもなったようです。教育委員個人に送付された採択関連の要望は細大漏らさずに教育委員会事務局において取り扱う必要があります。

#### 請願項目

教育委員会として、教育委員の政治的中立性を再確認すること。  
そのために必要とあれば適切な措置を講じること。

## 教育委員会 出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

教育委員会(きょういくいいんかい、英: Board of Education)は以下のことである。

- アメリカ合衆国の各州の教育に関する事務をつかさどる行政委員会
- 日本の地方自治体の教育に関する事務をつかさどる行政委員会

本稿では特記しない限り日本の教育委員会制度について記述する。

### 概要

各都道府県、各市町村(特別区を含む)、地方公共団体の組合に置かれる。

教育委員会は地方教育行政法で設置され、都道府県レベルと市町村レベルと2つの枠組みで存在する。委員の定数は標準では5人とされているが各地方公共団体によって3人や6人の場合もある。委員は議会の承認により首長によって任命され、委員の互選により教育委員長が1人置かれている。委員の資格では「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」を要件としており、法律による国籍条項となっている。

教育委員会は合議により職務を遂行する。

本来の教育委員会とはこの行政委員会であるが、実際の業務の処理のために、教育委員会事務局があり、これを教育委員会と呼ぶこともある(広義の教育委員会)。事務局には教育長が1人置かれていて、教育長は教育委員も兼ねている。

現在の教育委員会には予算権がなく、子供の入学、教員採用から、学校(私立学校、高等専門学校、大学を除く)の管理運営の指導助言、命令監督などを行うほか、社会教育、学術、文化などに関する事務を管理し、執行する。文化財についての解説が教育委員会名義になっていることが多いのはこのためである。

### 歴史

連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)要請で、アメリカ合衆国からの教育使節団が、1946年(昭和21年)3月5日、7日に来日、同年3月30日に第一次アメリカ教育使節団報告書が提出され設置勧告をされた。そこで文部省は1948年(昭和23年)に教育

委員会を設置した。この制度は、教育行政の地方分権、民主化、自主性の確保の理念、とりわけ、教育の特質にかんがみた教育行政の安定性、中立性の確保という考え方のもとに、教育委員会法によって創設された。地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会で、予算・条例の原案送付権、小中学校の教職員の人事権を持ち合わせていた。

しかし、「教育委員選挙の低投票率、首長のライバルの教育委員への立候補・当選、教職員組合を動員した選挙活動」(文部科学省、2004)などにより、教育委員会は発足直後から廃止が主張される。

1956年(昭和31年)には、教育委員会に党派的対立が持ち込まれる弊害を解消するため、公選制の廃止と任命制の導入が行われ、教育長の任命承認制度の導入、一般行政との調和を図るため、教育委員会による予算案・条例案の送付権の廃止を盛り込んだ地方教育行政法が成立した。教育行政に対する首長の影響力が増したといえる。

その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分			①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体				
寄附者の氏名(又は名称)	金 額									年 月 日			住 所 (又は所在地)	職 業(又は代表者の氏名)	備考		
鈴木 博志							2	0	0	0	0	20	12	22	鎌倉市岩瀬310-804	会社員	
大平 幸子							1	2	0	0	0	20	12	25	杉並区上荻3-23-4-2 f	個人事業主	
田辺 久子							1	0	0	0	0	20	12	25	横浜市戸塚区戸塚町282-1-408	主婦	
沢田 幸子							2	0	0	0	0	20	12	26	滋賀県大津市唐崎3-23-30	無職	
岩崎 弘明							1	0	0	0	0	20	6	5	文京区水道1-9-2	会社経営	
吉浦 公生								5	0	0	0	20	6	6	福岡市東区香住ヶ丘2-4-10	市議	
"								5	0	0	0	20	12	25	"	"	
"						(計	1	0	0	0	0)						
塚原 英治							1	0	0	0	0	20	6	5	杉並区荻窪4-23-15	弁護士	
"							1	0	0	0	0	20	12	26	"	"	
"						(計	2	0	0	0	0)						
宮岡 友子							1	0	0	0	0	20	6	10	足立区千住旭町9-14	税理士	
"								5	0	0	0	20	9	17	"	"	
"						(計	1	5	0	0	0)						
和田 重宏							2	0	0	0	0	20	6	11	小田原市城山1-11-7	学習塾経営	
この頁の小計							1	3	7	0	0	0	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。				
その他の寄附																	
合 計																	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
171	宮岡友子	7,000	H21/12/24	東京都足立区千住旭町9-14	税理士		
172	長野浩三	10,000	H21/12/24	京都市中京区烏丸御池東入7-ハ ンネックス御池ビル東館6F 持屋町	弁護士		
173	片岡義広	50,000	H21/12/25	東京都千代田区内幸町2-2-1日 本プレゼンタービル4F	弁護士		
174	小池振一郎	10,000	H21/12/25	東京都千代田区麹町6-6麹町東 急ビル7F ウェール法律事務所	弁護士		
175	和田重宏	20,000	H21/12/28	小田原市城山1-11-7	NPO役員		
176	田辺久子	10,000	H21/12/28	横浜市戸塚区戸塚町282-1-408	会社員		
177	池 稔	3,000	H21/12/29	福岡市西区今津1704	無		
178	古郡民雄	50,000	H21/12/29	藤沢市石川3913	幼稚園園長		
179	奥山たえこ	10,000	H21/12/30	東京都杉並区高円寺南3-62-10 小鈴荘	自治体議員		
180	下井康子	100,000	H21/8/4	東京都清瀬市松山2-12-3	無		
181	池田有宏	5,000	H21/12/22	東京都新宿区西新宿3-3-237ミ ル西新宿501	歯科医師		
182							
その他の寄附		1,977,006					
合計		5,561,006					

報告第4号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年4月25日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

## 社会教育主事の任命について

氏名	所属	職名	発令年月日
村田 玲子	生涯学習課	係長	平成23年4月1日
小澤 美帆	生涯学習課	主事	平成23年4月1日

### <参考>

#### ○社会教育主事の職務（社会教育法第9条の3：抜粋）

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

#### ○社会教育主事の資格（社会教育法第9条の4：抜粋）

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあった期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 4 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

議案第 17 号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成 23 年 4 月 25 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

## 小田原市社会教育委員候補者名簿

### 【 候補者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	佐藤 均
住所	大磯町国府本郷
生年月日	昭和32年
備考	小田原市立城南中学校
委嘱期間	平成24年7月31日まで

### 【 前任者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	野崎 裕司

## 小田原市社会教育委員候補者名簿

### 【 候補者 】

選出区分	社会教育関係者
氏名	一寸木 正直
住所	小田原市蓮正寺
生年月日	昭和42年
備考	小田原市PTA連絡協議会
委嘱期間	平成24年7月31日まで

### 【 前任者 】

選出区分	社会教育関係者
氏名	本多 克好

## 社会教育委員名簿

任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日

役 職	選出区分	氏 名	備 考
議 長	社会教育関係者	遠 藤 豊 子	きらめき☆おだわら塾を運営する会会長
副議長	学 識 経 験 者	瀬 沼 克 彰	桜美林大学名誉教授
委 員	学 識 経 験 者	石 川 信 雄	自治会総連合会長
〃	学 識 経 験 者	今 村 洋 一	市議会議員議長
〃	学 識 経 験 者	長 田 恵 子	公募
〃	学 識 経 験 者	小山田 大 和	公募
〃	学校教育関係者	佐 藤 均	城南中学校長
〃	家庭教育の向上に資する活動を行う者	杉 崎 雅 子	臨床心理士・学校心理士
〃	社会教育関係者	瀬 戸 昭 彦	市体育協会副会長
〃	学 識 経 験 者	中津川 悦 子	市文化連盟副会長
〃	学校教育関係者	夏 苺 宏	山王小学校長
〃	社会教育関係者	一寸木 正 直	市PTA連絡協議会幹事
〃	社会教育関係者	横 山 けい子	市青少年健全育成連絡協議会副会長

※委員は五十音順（平成23年4月25日現在）

議案第 18 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成 23 年 4 月 25 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

## 小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

### 【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	山口 実
住所	小田原市浜町
生年月日	昭和26年
備考	小田原市立足柄小学校
委嘱期間	平成23年8月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	押切 千尋
住所	小田原市中里
生年月日	昭和29年
備考	小田原市立橘中学校
委嘱期間	平成23年8月31日まで

### 【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	杉崎 憲男

選出区分	学校教育関係者
氏名	野崎 裕司

## 小田原市郷土文化館協議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	職 業	備 考
委員長	学識経験者	一寸木 肇	上大井小学校校長	自然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野花代子	元・県立生命の星・地球博物館専門学芸員	博物館学
委 員	〃	明石 新	平塚市博物館館長	考古学・古代史
〃	〃	渋谷 武美	西相美術協会会員	美術（彫 塑）
〃	〃	鳥居 和郎	神奈川県立歴史博物館企画普及課長	歴史（中世史）
〃	〃	中村 ひろ子	神奈川大学大学院特任教授	民 俗
〃	〃	廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館主任学芸員	自然（哺乳類）
〃	学校教育 関係者	山口 実	足柄小学校長	（新任）
〃	学校教育 関係者	押切 千尋	橘中学校長	（新任）

任期：平成23年8月31日まで

○

○

## 平成 23 年度【平成 24 年度使用】中学校教科用図書採択の今後の予定 (案)

会議名	日時・場所	出席者	内容
教育委員会 定例会・協議会	4/25 (月) 18:50～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択基本方針の検討</li> <li>今後の日程の検討</li> </ul>
教育委員会 定例会・協議会	5/24 (火) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択基本方針確認</li> </ul>
第 1 回小田原市教科用 図書採択検討委員会	5/27 (金) 15:30～ 合庁 3 E F	採択検討委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択基本方針確認</li> <li>調査研究の方向性や日程等の検討</li> </ul>
第 1 回調査員会	6/2 (木) 13:30～ 合庁 3 E F	採択検討委員長、 副委員長 各調査員 46 名 [下郡含む]	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の委嘱</li> <li>調査研究について</li> </ul>
第 2 回・3 回調査員会	6/6 (月) ～7/8 (金) の間で 2 回		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の都合で会場と日時を決定</li> </ul>
第 4 回調査員会	7/11 (月) 13:30～ 生涯学習センター「けやき」 大会議室	採択検討委員長、 副委員長 各調査員 32 名 [下郡含む]	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究報告書の作成</li> <li>調査研究報告</li> </ul>
教科書展示会	6月17日(金) ～7月1日(金) 小田原合同庁舎 2階 9:00～17:00	市民・教員 教育委員会関係者	
第 2 回小田原市教科用 図書採択検討委員会	7/14 (木) 13:30～ 小田原アリーナ 大会議室	採択検討委員 調査員代表 13 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究報告</li> <li>質疑及び協議</li> </ul>
教育委員会 臨時会・協議会	7/25 (月) 時刻未定	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択理由の協議①</li> </ul>
教育委員会 定例会・協議会	7/28 (木) 時刻未定	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択理由の協議②</li> </ul>
教育委員会 臨時会・協議会	8/ ( )? 時刻未定	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択の決定</li> </ul>

事務局 西村 泰和 教育指導課長  
長澤 貴 教職員担当課長  
栗畑 寿一朗 指導・相談担当課長  
菴原 晃 教育指導課指導主事

平成24年度使用 中学校教科用図書 採択検討委員

No	所 属	氏 名	備 考
1	小田原市小学校長会		
2	小田原市中学校長会		
3	小田原市小学校教育研究会		
4	小田原市中学校教育研究会		
5	小田原市小学校教員代表		
6	小田原市中学校教員代表		
7	小田原市[小中]学校教員代表		
8	小田原市PTA連絡協議会		会長
9	小田原市PTA連絡協議会		副会長

調査員 名簿 (小田原市33名+下郡13名=46名)

教科等	調査員氏名 (学校名)		
国 語			(下郡)
書 写		(下郡)	
地理			(下郡)
歴史			(下郡)
公民			(下郡)
数学			(下郡)
理科			(下郡)
音楽		(下郡)	
美術		(下郡)	
保健体育		(下郡)	
技術		(下郡)	
家庭		(下郡)	
英語			(下郡)

# 教科用図書採択方針 (案) H23.4.25 提示

小田原市教育委員会

## 1 平成24年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。平成24年度使用中学校用教科書については、「中学校用教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科書から採択する。なお、平成24年度使用小学校用教科書については、平成23年度に採択したものと同一の教科書を採択する。特別支援学級用教科書については、児童生徒の障がいの種類、能力、適正等をかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

小田原市教科用図書採択検討委員会 設置要綱（案） H23.4.25 提示

（趣旨）

第1条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討委員会を設置する。

（組織）

第3条 検討委員会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ~~（1）教育委員会 2名~~
- ~~（2）~~（1）校長会 2名
- ~~（3）~~（2）教育研究会 2名
- ~~（4）~~（3）教員 ~~2名~~ 3名
- ~~（5）~~（4）保護者 2名
- ~~（6）~~（5）その他、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は当該年度の末までの1年とする。

（役員）

第4条 検討委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員長、副委員長は委員の中から互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 検討委員会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから委員長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。
- 4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、採択に関し必要な資料を作成し、検討委員会に報告するものとする。
- 5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(委員及び調査員の要件)

第7条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

第9条 検討委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成21年5月21日 一部改正
- 3 平成23年 月 日 一部改正

子 教 第 10 号  
平成 23 年 4 月 19 日

各教育事務所長 殿

子ども教育支援課長

平成 24 年度義務教育語学校使用教科用図書の採択方針について(通知)

このことについて、義務教育語学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 10 条の規定に基づき、各市町村教育委員会あてに、別添写しのとおり通知しましたので、御承知おきください。

問い合わせ先  
教育指導グループ 小山、大貫  
内線 8223



子 教 第 10 号  
平成 23 年 4 月 19 日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会

平成 24 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について(通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

教育局支援教育部子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話(045)210-8223 (直通)

## 平成 24 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 24 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 平成 24 年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校、中等教育学校の前期課程用教科書及び特別支援学校の小学部・中学部用教科書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 24 年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区審議会等は、教科書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。  
併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 23・4・5・6 年度使用）及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成 24・5・6・7 年度使用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

## 3 1つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

- (3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
- ア 教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他
- (4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

#### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
- ア 各市町村教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他
- (4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。
- (7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

## 5 平成 24 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び平成 24 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

### (1) 平成 24 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点

平成 24・25・26・27 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

#### ア 教科・種目に共通な観点

##### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〔学校教育〕

第 6 条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

○学校教育法において、新たに規定された〔中学校教育の目標〕（第 46 条）の内容を踏まえているか。

〔中学校教育の目標〕

第 46 条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

○教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。

[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。

[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

#### (ウ) 内容

○内容の程度は、生徒の発達の段階に即して適切であるか。

○既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

○社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

○他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

○一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

○生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

#### (エ) 構成・分量・装丁

○内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。

○各内容の分量とその配分は適切であるか。

○体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

#### (オ) 表記・表現

○文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。

○文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。

○文章・図版などの割付けは適切であるか。

### イ 教科・種目別の観点

#### (ア) 国語（書写を除く）

○「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」についての教材の内容及び言語活動例は適切に取り上げられているか。

○「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の教材例は適切に取り上げられているか。

- 読書に親しむ態度を養うための配慮及び目的に応じた読書のための教材の提示が適切であるか。

#### (イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例及び用筆、配列など基礎的な事項に関する教材例について適切に取り扱われているか。
- 楷書・行書・漢字・仮名の分量とその配分は適切であるか。
- 文字文化や社会生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

#### (ウ) 社会（地図を除く）

- 諸資料に基づいて多面的・多角的に考察するために、社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させるよう配慮されているか。
- 思考力・判断力・表現力等の能力育成について配慮されているか。
- 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。

#### (エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。
- 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達の段階に即しているか。

#### (オ) 数学

- 数学的活動として、数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動及び数学的に説明し伝え合う活動が適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したり、伝え合ったりする活動が適切に取り上げられているか。
- そろばん、電卓、コンピュータや情報通信ネットワークなどの利用が適切に設けられているか。

#### (カ) 理科

- 科学に関する基本的概念の定着が図れること、さらに、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方が育成できるよう配慮されているか。
- 科学的な思考力、表現力の育成が図れるよう、目的意識を持って観察、実験を主体的に行い、観察、実験の結果を分析し解釈する能力や、導き出した自らの考えを表現する能力の育成に配慮されているか。
- 科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高められるよう、日常生活や社会との関連が図られたり、環境教育の充実が図られたりするよう配慮されているか。
- 科学的な体験、自然体験の充実を図るため、原理や法則の理解を深めるためのものづくりや継続的な観察や季節を変えての定点観測など、科学的な体験や自然体験の充実が図れるよう配慮されているか。

#### (キ) 音楽

- 音楽に対する感性を豊かにし、主体的な学習活動に関して配慮されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を伸ばす学習の展開は工夫されているか。
- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から適切に選択されているか。
- 音楽文化についての理解を深める学習内容は充実しているか。

#### (ク) 美術

- 生徒が自らつくり出す喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材になっているか。
- 表現や鑑賞、美術文化などに係る作品は、表現の方法や教材などが多様なものから適切に選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品であるか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

#### (ケ) 保健体育

- 生徒自ら課題を設定し解決に向けて取り組み、その過程を振り返る学習により、問題解決の能力を育成することに適した内容になっているか。
- 健康・安全について生徒が興味関心を高め、科学的な理解を促すための資料が取り上げられているか。
- 科学的な理解を深め、思考力・判断力等を育成するために知識を活用する学習が適切に取り上げられているか。

#### (コ) 技術・家庭

- 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得のために、製作、整備、操作、調理などの実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動が、適切に取り上げられているか。
- 生活と技術とのかかわりについて理解を深めるよう配慮されているか。
- 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるための学習活動や資料等が、適切に取り上げられているか。

#### (ク) 英語

- 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく配置し、コミュニケーション能力の基礎を養えるように工夫されているか。
- 入門期では、小学校で扱った音声や表現などを取り入れるなど、小学校における外国語活動との関連に留意した構成となっているか。
- 世界の文化やくらしなど、国際理解を深めることにつながる興味・関心を、引き出し育てる内容が適切に取り上げられているか。

## (2) 平成 24 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校、中等教育学校の前期課程の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

### ア 教科・種目に共通な観点

#### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕(第 2 条)及び〔学校教育〕(第 6 条第 2 項)の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〔学校教育〕

第 6 条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

○学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕(第 30 条)及び〔中学校教育の目標〕(第 46 条)の内容を踏まえているか。

〔小学校教育の目標〕

第 30 条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

〔中学校教育の目標〕

第 46 条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各号

に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

②（小学校を準用）

○学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実

**(イ) かながわ教育ビジョンとの関連**

○教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。

[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。

[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

**(ウ) 内容**

○内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であるか。

○内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

○児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。

○他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。

○一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

**(エ) 構成・分量・装丁**

○内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。

○各内容の分量とその配分は適切であるか。

○体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

**(オ) 表記・表現**

○文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。

○文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。

○文章・図版などの割付けは適切であるか。

**イ 教科・種目別の観点**

教科・種目別の観点については、平成 23 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成 24 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

子 教 第 9 号  
平成 23 年 4 月 18 日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成 24 年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。については、平成 24 年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成 24 年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話 (045) 210-8223 (直通)

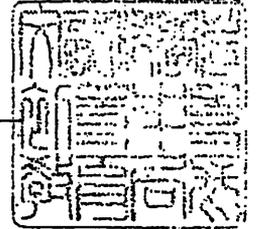




23文科初第50号  
平成23年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
山中伸



(印影印刷)

平成24年度使用教科書の採択について(通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成23年度においては、平成24年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛に通知しますので(平成23年4月7日付け23初教科第1号「平成24年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛に送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話:03(5253)4111 内線2576



## 記

### 1 平成23年度の教科書採択について

#### (1) 小学校用教科書

平成23年度は、平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

#### (2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成23年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成24年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること（無償措置法第13条第5項）。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

##### ① 小学部

平成23年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

##### ② 中学部

平成23年度は、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成24年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること（無償措置法第13条第5項）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (4) 高等学校用教科書

平成23年度は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成24年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## 2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成23年度は、中学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり（別添参照）、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛に報告すること。

## 3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえた採択地区の適正規模化等教科書採択方法の一層の改善に努めるようにすること。

## 4 その他

都道府県教育委員会は、東日本大震災の影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省教科書課に相談すること。

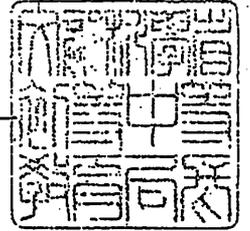


(別添)

23文科初第48号  
平成23年4月7日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
山中伸



(印影印刷)

### 教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）

平成23年度は、中学校用及び高等学校用教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められています。

各発行者においては、平成19年1月30日付け18文科初第952号初等中等教育局長通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（別紙参照）に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

- 1 小学校用教科書見本については、平成23年度は一切送付できないこと。
- 2 中学校用教科書見本についての送付部数限度は下表のとおりとすること。  
また、各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたいこと。  
なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注)平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、「社会」の教科書については5月上旬を期限とすること。

- 3 高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとすること。  
また、各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたいこと。  
なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各	1部
高等学校	各	1部
教科書センター	各	1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、「理科」の教科書については5月上旬を期限とすること。

- 4 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できるとすること。
- 5 教員への教科書見本の献本は行わないこととしているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 6 都道府県教育委員会(教科書センター)において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 7 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては平成15年2月17日付け14初教科57号「申請図書の取扱いについて(通知)」及び平成19年1月30日付け18文科初第952号「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

(別紙)

18文科初第952号

平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

錢 谷 眞 美

(印影印刷)

## 教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

## 記

### 1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著作者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこと。

### 2. 見本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

企画係（高見、松岡）

TEL 03-5253-4111（内線 2412、2576）

FAX 03-6734-3739



23初教科第1号  
平成23年4月7日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 森 晃憲



平成24年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成23年度における教科書採択の事務処理については、平成23年4月7日付け23文科初第50号「平成24年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、さらに下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



## 記

- 1 中学校用教科書について  
平成24年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。
- 2 特別支援学校用教科書について  
文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「文部科学省著作教科書」という。）のうち、中学部視覚障害者用及び中学部知的障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。
- 3 高等学校用教科書について  
平成24年度に第1学年となる生徒の数学及び理科の教科書については、新しい学習指導要領（平成21年文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（平成24年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、その他の科目については、現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。  
平成24年度に第1学年となる生徒以外の生徒で、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。  
従来学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第3部に登載されている教科書のうちから採択すること。
- 4 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について
  - (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
  - (2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成23年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）
    - ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
    - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書

が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。

- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

## 5. 教科書見本の送付について

- (1) 小学校用教科書見本について

平成23年度は小学校用教科書については、前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されないこと。

- (2) 中学校用教科書見本について

中学校用教科書見本の送付部数限度は平成23年4月7日付け23文科初第48号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上

上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、「社会」の教科書については5月上旬が期限とされていること。

(3) 特別支援学校用教科書見本について

中学部知的障害者用教科書については、教科書発行者に対して、下表のとおり送付を依頼しており、4月末日を期限としていること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	9部
指定都市教育委員会	各	6部
教科書センター	各	1部
(但し、特別支援学校用教科書も展示対象の場合は2部。)		

(4) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できるとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	6部
(但し、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)		
高等学校を設置する市町村教育委員会	各	1部
高等学校	各	1部
教科書センター	各	1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、「理科」の教科書については5月上旬が期限とされていること。

- (5) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い  
教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できるとされていること。
- (6) 教科書見本の送付時期について  
印刷の遅れ等東日本大震災の影響により、教科書見本の送付が上記期限より遅れる場合が想定されるので留意すること。

## 6 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、原則として6月17日から14日間とする予定であるので留意すること。
- (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。
- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

## 7 需要数報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書需要数入力集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付するので留意すること。
- (3) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。
- (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。  
なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期（遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月）までに速やかに行うこと。
- (5) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。
- (6) 一般図書（特別支援学校・学級用）等の需要数報告については、それぞれ別途送付する通知を参照すること。

8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。

平成22年度下半期寄付採納状況について  
金銭

資料 2

	寄 付 者	寄 付 金 額	寄 付 目 的	備 考
1	佐藤 北久山	17,107 円	小田原市郷土文化館事業充実のため	主に松永記念館、郷土文化館の郷土資料収集・保管活用事業用に活用予定
2	匿名	400,000 円	酒匂中学校、富士見小学校、下府中小学校、酒匂小学校の図書充実のため	各学校選定の図書を購入済
3	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 丁目 47 番 7 号 ウエルシア関東株式会社 代表取締役社長 池野 隆光	15,000,000 円	富士見小学校及び富士見小学校区放課後児童クラブ整備費として	放課後児童クラブの改修工事に活用予定

演劇無料提供

	寄 付 者	公 演 名	寄 付 目 的	備 考
1	横浜市青葉区あざみ野1-24-7 四季株式会社 代表取締役社長 浅利 慶太	「こころの劇場」劇団四季ミュージカル『嵐の中の子どもたち』	青少年の情操教育のため	小田原市立小学校に通う小学 4 年生等に対する演劇鑑賞の提供

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市栄町 1-2-1 小田原駅前ビル4階 FAO 小田原(小田原フットサルアカデミー) 会長 古川 剛士	フットサル用ゴール 2個、フットサル用ボール 5個	105,000 円	小田原市内でのフットサル普及のため
2	匿名	自作書籍「カルガモ ガッコ」 40冊	不明	小田原市内市立小学校・市立幼稚園・かもめ図書館・生涯学習センター本館けやき図書室などへの寄附として

3	佐藤 なかや	『小田原聖十字教会』2点、『伝肇寺(みみずく寺)』3点、『白秋が歩いた道』1点、『小田原聖十字教会(古写真複写)』1点	不明	小田原市郷土文化館の展示・研究資料
4	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル6階 ライオンハイジーン株式会社 代表取締役社長 川添 衆	キレイキレイ薬用泡が出る消毒薬(700mlポンプ式)1,850個 キレイキレイ薬用泡が出る消毒薬(4L詰替え用)3,825本	13,390,000円程度	小田原市立小学校の感染症対策用として
5	佐藤 北久山	北原白秋関係 創作木版画 (『揺りかごの唄』、『からすの親子』、『七面鳥』、『陽だまりのねこ』、『水車小屋』、『大仏』、『前田夕暮』、『すずめ泣け泣け』、『川辺の唄』、『自画像』、『すずめの会話』、『舟』、『恵那山』、『小田原城』、『南風の港』、『おたまじゃくし』、『みみずく』、『ふぶきの牛(大)』、『水遊び』、『荻窪村』、『黒ねこ』、『親子のスズメ』、『盆踊り』、『からたちの花』、『テニス』、『月夜のみみずく』、『少女』、『赤い鳥小鳥』、『村長さん』、『子どもの夏』、『吹雪の牛』、『馬車』、『この道は』、『独楽』、『ぞうさん』各1点) 計35点 干支関係 創作木版画 12点	不明 (3,750,000円程度)	小田原市郷土文化館の展示・研究資料
6	匿名	電子ピアノ 1台	不明(中古)	酒匂中学校備品
7	小田原市永塚306番地 多田 貢	エレクトーン 1台	不明(中古)	下曾我小学校の備品
8	小田原市羽根尾460-1 重本電気工芸株式会社 重本 浩志	卓球台 1台	69,800円	橘中学校の備品
9	俳句座☆シーズンズ湘南支部	「トコトコ季語かるた」30個	60,000円	市内小学校及び教育指導課、教育研究所、図書館ほかの備品

10	小田原市中曾根 355-5 小田原市立東富水幼 稚園 保護者と教師 の会 会長 千葉 真 理子	のびのびベーシックロッカー 3台	259,518 円	小田原市立東富 水幼稚園の備品
11	匿名	SP 盤レコード「唱歌 桃太郎・ 二宮金次郎」1枚	不明	小田原市教育委 員会のために役 立てるものとして
12	匿名	オリオン ジェットヒーター マグネットスクリーン ライト オンザライト	169,785 円	小田原市立酒匂 中学校備品
13	小田原市堀之内1番 地 相模読売会 西部支 部 支部長 YC 小田 原報徳 綿貫 徹	図書「ポケモンといっしょにおぼ えよう! 熟語大辞典」小学校各ク ラスに1冊ずつ (394冊) 「子どものニュースウィークリー 2011年版」小学4年から6年 生の各クラスに1冊 (169冊)	478,474 円	市内市立小学生 の情操教育のため
14	匿名	コートローラー 350kg 1台	67,620 円	小田原城山庭球 場の備品として
15	株式会社みずほフィ ナンシャルグループ 株式会社損保ジャパ ン 明治安田生命保険相 互会社 第一生命保険株式会 社	黄色いワッペン	28,390 円	市立小学校新入 学児童への配布 物として
16	小田原市柳新田 129 -3 小田原市立報 徳幼稚園 保護者と 教師の会 会長 工 藤 里美	アルミ製安全柵 1300 ステン カラー2台、お知らせスタンド (グリーン) 1台、サッカー用ゴ ールネット 1対、メッシュベス ト 70枚	120,610 円	報徳幼稚園用と して
17	小田原市鬼柳 172-9 小田原市卸センター 内 小田原城北ロータリ ークラブ	図書「二宮金次郎正伝」50冊	99,750 円	市内市立小中 学校の図書室、市 施設図書コーナ ー、教育研究所 の備品として
18	匿名	ワンタッチテント1張(ベルマー クより)、キーボード(スタンド、 イスセット)1台	111,337 円	前羽幼稚園の備 品のため
19	小田原市柳新田 129-3 小田原市立報徳幼 稚園 平成22年度修了 児 保護者代表 工 藤 里美	折りたたみ式画用紙乾燥棚はね あげ 35段 1台	88,500 円	報徳幼稚園の備 品として

20	小田原市南町1丁目 1番40号 財団法人小田原市公 営事業協会 理事長 一寸木 吉 久	面白自転車SLサイクル 1台	181,440円	青少年健全育成 のため
21	小田原市酒匂6丁目 8番26号 酒匂幼稚園保護者と 教師の会 会長 梶 白 早美	加湿器 4台、HABA積み木 1セット、プール用のこ 1 台、運動用マット 2枚	144,400円	酒匂幼稚園の教 具・備品として
22	小田原市酒匂6丁目 8番26号 酒匂幼稚園保護者と 教師の会 会長 梶 白 早美	カーテン 4枚	37,769円	酒匂幼稚園の施 設として
23	小田原市中村原 697 -13 橘環境ボランテ ィアクラブ 代表 石 塚 八郎	桜 苗木 2本	14,000円	小田原市立下中 幼稚園の設備と して
24	匿名	旧古稀庵資料 1 座卓 2 山縣有朋 (含雪) 書 「至神」絹本墨書 明治40年 (1907) 春 額装 3 山縣有朋 (含雪) 書 「聖寿無弱」絹本墨書 年代不明 額装 4 伊藤博文カ書「古稀庵」絹本 墨書 明治41年(1908) 3 月 額装 5 ライトスタンド	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
25	匿名	サッカーゴール 1組	67,200円	小田原市立下中 幼稚園の備品と して
26	匿名	EKA605 スーパーライン 引 4WT 1台	39,200円	下府中小学校の 備品のため
27	小田原市矢作231番 地 小田原市立矢作幼稚 園 保護者と教師の 会 会長 杉本 かお り	園名パネル 1式、積み木「カプ ラ」4箱	216,100円	矢作幼稚園の備 品として

## 小田原市教育振興基本計画策定スケジュールについて

## 1. 目的・概要

小田原市教育委員会では現在、「小田原市教育都市宣言」の趣旨を踏まえ、21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育み、地域性を生かした学校教育の創出に向けて平成15年に策定した「小田原市学校教育推進計画—おだわらっこ教育プラン」に基づき、小田原の資産や資源を生かして、地域とともに歩む学校づくりを進めているところである。

この「小田原市学校教育推進計画」は、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間としているが、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第2項では、「地方公共団体において、政府の基本方針を参考にしつつ、その地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する計画を策定するよう努めること」と規定されたこと、また、平成23年度からスタートしている市の総合計画の内容を踏まえた計画にする必要があることから、平成23年度に策定作業を実施し、24年度から「小田原市教育振興基本計画」に則った教育行政を推進していくものである。

この教育振興基本計画は教育委員会だけで成し得るものではなく、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、教育行政の専門家など、社会全体で取り組むことが求められているため、「小田原市教育振興基本計画」の策定を行うにあたり、本市の教育行政に精通している学識経験者や関係団体等で策定委員会を構成し、計画の内容について専門的、総合的に検証していただく予定である。また、策定委員会に作業部会を置き、教育振興基本計画の策定に関する事項を専門的に調査研究し、その結果を策定委員会に報告する。

## 2. スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育委員会定例会	● 4月 定例会 スケジュール 等説明				● 8月 定例会 提案・ 意見聴取		● 10月 定例会 提案・ 意見聴取		● 12月 定例会 提案・ 意見聴取	● 1月 定例会 議案提出・ 議決		
策定委員会	委員の決定 (公募含む)			● 第1回 ↑ 検討	策定委員と 随時調整・ 意見交換 ↑ 提案	● 第2回 ↑ 検討	策定委員と 随時調整・ 意見交換 ↑ 提案	● 第3回 ↑ 検討	策定委員と 随時調整・ 意見交換 ↑ 提案			
作業部会	第1回～3回 基本構想(教育における基 本的な考え方)の検討			第4回～5回 ・第1回策定委員会での意 見をもとに検討 ・基本計画の検討		第6回～8回 ・第2回策定委員会での意 見をもとに検討 ・基本計画等の検討		第9回 計画の取りまとめ				

## 小田原市教育振興基本計画策定委員会名簿

	氏 名	職 業 等
1	鈴木 みゆき	学識経験者（関東学院大学准教授）
2	二見 栄一	小学校長代表者（新玉小学校校長）
3	大場 得信	中学校長代表者（酒匂中学校校長）
4		小田原市自治会総連合代表者
5		小田原市PTA連絡協議会代表者
6	畠山 康	小田原箱根商工会議所専務理事
7		小田原医師会代表者
8		小田原市青少年健全育成連絡協議会代表者
9	片山 美代子	小田原市体育協会理事
10	小谷 カツエ	小田原市保育会研修委員会副委員長
11	平松 章子	私立幼稚園協会副会長
12	有賀 かおる	小田原市チーフコーディネーター
13		公募市民

## 小田原市教育振興基本計画策定委員会 作業部会員名簿

区分	氏名	所属等
学校関係	二見 栄一	小学校長代表者（新玉小学校校長）
	大場 得信	中学校長代表者（酒匂中学校校長）
	岩崎 由美子	小学校教頭代表者（千代小学校教頭）
	石井 政道	中学校教頭代表者（白山中学校教頭）
	小菅 克己	小学校総括教諭代表者（早川小学校）
	石井 朝方	中学校総括教諭代表者（千代中学校）
	小川 恵子	東富水幼稚園園長
教育委員会	金本 晃二	教育総務課施設係主事
	栞畑 寿一朗	教育指導課指導・相談担当課長
	鈴木 一彦	教育指導課指導主事
	鈴木 富子	保健給食課保健係長
	山田 まゆみ	保健給食課給食係長
保育課	遠藤 文子	子ども青少年部保育課保育係長

事務局	阿部 祐之	教育総務課副課長
	甕 亜希子	教育総務課主任
	井上 晃輔	教育総務課主任

2011年4月12日

小田原市教育委員会  
委員長 和田重宏様



憲法を守り生かす西湘地域共同センター

## 今年度教科書採択にあたっての要望書

私たち「憲法を守り生かす西湘地域共同センター」は、日本国憲法を大切にし、それが隅々まで生かされることを願い、この地域で活動を続けています。

とくに、憲法を変えて戦争ができる国にしようという動きには強く反対してきました。それは、全ての小中学校に掲げられている「平和都市宣言」の精神であり、子どもたちの平和な未来をつくることでもあると思ってきました。そして、その先頭に立ってがんばっている小田原教育委員会を誇りにしてきました。去年は、戦争を賛美する教科書の採択を求める特殊な立場の団体の「請願」のすべてをはねつけるという毅然とした態度に、尊敬すら感じてきました。

ところが、平成23年3月定例会は、同じ団体の請願を全会一致で採択したということです。それは、尊敬が不信になるような出来事でした。請願文書を見ると、どうやら現場教師や学校の意見を軽く扱うか無視しようという考えのようです。そもそも教科書を使って教えるのは、現場教師です。昨年まで教科書採択検討委員会へ2人も参画し、その報告を重視してきたのは当然です。そこに「教育委員を参画させないこと」を求める請願は、教育現場や学校の意見を聞くことそのものを否定する考えといえます。請願趣旨には「諮問者である教育委員が答申者である採択検討委員になる事自体が矛盾」とまで述べていますが、検討委員会の雰囲気や具体的な意見は、その場に居合わせないと分りづらいものです。採択検討委員会に「教育委員を参画させない」ということは、結果的に検討委員会の報告を軽く扱うことにつながると考えます。

以上のことから、次のことを要望するものです。

### 記

- 1、 現場教師や学校の意見を聞くために、胸を張って教科書採択検討委員会に参画していただきたい。  
請願を採択したから無理というなら、教育行政を尊重する立場から教育長が参画されたい。それも難しいというならば、教育委員会からオブザーバー参加していただきたい。
- 2、 教科書採択検討委員会の報告を尊重し、重視することを「採択方針」の文書に明記していただきたい。
- 3、 教科書採択にあたっては、すべての公立小中学校に掲げられている「小田原平和都市宣言」の趣旨を生かしていただきたい。

連絡先 〒250-0215 小田原市千代 490  
富田彬道

# 趣意書

平成23年4月18日  
二宮町教育委員有志  
代表 武井健一

## 「ほっとけない」を皆で形にしませんか？

### 今、教育委員だからこそ

(資料)4月9日文部科学省の集計(岩手・宮城・福島3県)

死亡した児童・生徒	441人
行方不明の児童・生徒	540人
学校施設被害	2190カ所
孤児(両親が死亡・行方不明)	82人 *
家族の誰かを失った子	数知れず
他都道府県公立小中高に転入	6981人

\*4月15日現在 101人

#### 【動機】

- 1) 日本には「ほっとけない」という やさしくて素敵な言葉があります。  
私は二宮町内の卒・入学の挨拶では、飢餓や貧困など「百人の地球村」の話を用いし、子供たちが素直に感じた「ほっとけない気持ち」を将来是非とも形にして欲しいと訴えてきました。
- 2) 私事ですが、気仙沼のフカひれ工場に就職した三女が大震災に遭遇しました。  
2週間後、避難先が判明し私が車で迎えに行き、無事連れて帰りました。  
途中、瓦礫の山の中にまだ何人もの行方不明の方がいると思うと息が詰まり、目頭が熱くなりました。(合掌)  
微力でも自分に出来ることは何か？ 自問自答が始まりました。
- 3) 三女は今でも津波から逃げる夢を見るといいます。被災地の子供たちは帰る場所も無く、心のケアが急務です。今、教育委員だからこそ、又連合会だからこそ特徴を活かして出来ることが必ずあると思います。

#### 【取り組みたい視点と仕組み】

- 4) 内から外へ  
震災への復旧支援は大規模で始まっていますが、被災地内から外へ向かっての情報発信の仕組みは案外少ないと感じます。弱者である子供たちは尚更です。何か手軽な発信システムは創れないでしょうか？
- 5) 上意下達のピラミッド型から顔の見えるミラー反射型へ  
当然ですが、被災地にも教育委員、同委員会、学校、先生、子供たち、PTAなど同志がいます。彼らが立場立場で今何を一番望んでいるのか、具体的に発信してもらうことが先決と考えます。そして我々の「ミラー反射」のような対応が、顔の見えるシンプルで無駄の少ない支援だと思います。
- 6) 「知らせ・知り・応える」手軽で持続可能な仕組みへ  
我々の考え・システム等を伝え、被災地の同志の具体的な要望を、県内で分担・輪番等で具体的に伝える

#### 【日本復興は未来の世界が望むモデルとなる】

超ど級の大震災でありながら、暴動や略奪が無く整然と順番待ちをする日本の光景を、外国人記者たちは驚きと賞賛そして畏敬を込め世界中に配信しました。  
「お互いさま、ほっとけない、もったいない」などの日本人の精神規範は、伝統と教育の成果と確信します。  
愛情豊かに「お世話された子供たち」は、愛情豊かに「お世話する人」へと成長します。一緒に大震災を生き抜く子供たちと共に、日本人の生き方は世界の望む新しい生き方になりうると、確信と誇りを持って示していきたいと思ひます。 「ほっとけない」を皆で形にしませんか？

\*\*裏面は二宮案\*\*

## 神奈川県市町村教育委員会連合会の皆様へ

今までにない状況の中、さまざまな思い、難しい問題などあると思いますが、まず被災地の子どもたちや子どもを取り巻く方たちに、支援する気持ちを伝えたら、と思っています。やり方はまだこれからの模索になると思います。いろいろとお知恵を頂きながら、事務局や学校の負担にならないようボランティア精神をもってことにあたりたいと思います。

### 東日本大震災に際して、何ができるか、を考えました ——被災地の子どもたちに安心を届けたい——

平成23年4月18日  
二宮町教育委員有志

#### 趣旨

- ・ 被災をした子どもたちの心のケアをサポートしたい。
- ・ 子どもが安心して次へと成長する一助になればと思う。
- ・ 皆さんのことを考えている人がたくさんいるということを伝えたい。

神奈川県各自治体ではこの非常事態に、被災者の受け入れ、子どもの学校への転入各種募金活動、物資援助、チャリティイベントの計画等、着手できることからすでに始めていると思います。

教育委員として今、何ができるか、を考えるとき、被災をした子どもたちの心のケアを支える手立てを考え、支援できたらと思いました。

#### 提案(1) 図書館の支援 「知らせ・知り・応える」手軽で持続可能な仕組み。顔の見えるミラー反射型支援

神奈川県内の図書館を被災した学校や避難先へ送り、図書室機能の回復のお手伝いができるか。

- ・ 要請を受けて具体的に行動するためのしくみを考えておく。
- ・ 仕組みを考えるチームを作ってはどうでしょうか。
- ・ 各教育委員会事務局や学校の負担が少ないように工夫する

#### 例

- ① 神奈川県内から情報発信をする。
  - ア)「文部科学省 東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」に登録することから始める。
  - イ)被災地の教育委員会や学校等の子供達と関係のある方たちにダイレクトメール発送
  - ウ)マスコミ等に活動をPR依頼
- ② 被災地からの意向、要請を受ける。
- ③ 依頼先から図書館の要望を受けて、県内の担当者(会)がプレゼントしてよい本をとりまとめて(10冊ぐらいから)送る。

- ・ 本を送ることで、震災にあった子どもたちと、神奈川の子供たちや私たちがつながること、そして心が安んじることを願います
- ・ 日本学術会議の緊急提言にも被災地の子どもへの支援として図書館機能の回復が指摘されています。(4月11日付け)
- ・ 日本ユニセフ協会の「ちっちゃな図書館プロジェクト」(4月5日までで終了)を参考にできそう。
- ・ ひとつの市町村教育委員会(ひとつの学校、ひとりの人)での冊数は少なくとも、多くの教育委員会で協力していただくと無理なくまとまった冊数(50冊程度を単位に)を送れます。

#### 提案(2)「元気だよ」子供たちでも出来る手軽な気持ち発信システムは創れないか?

- ・ 日本や世界各地からの励ましの言葉は多く伝えられているが、被災をした子供達から外(例えば、被災地外に住む祖父母・親類、離れ離れになった友達)への発信・交流の仕組みは少ないのではないかと思います。
- ・ 日本郵便による被災地からの郵便の無料配達(4月18日までで終了)を参考
- ・ 災害地発限定の無料発信は出来ないか? その働きかけは国等へ出来ないか?(郵便、宅急便、公衆電話など)